

別表六の二(二十)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書連
事
年結
業
度・
・
・

法人名

(

)

各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)	20	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2			経営改善設備の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	21	
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十)付表「9」の合計)	3			繰越税額控除限度超過額を有する各 連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4		前 期 の 合 計	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5	
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	6			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	26	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	7			当期税額控除額の合計額 (25) - (26)	27	
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	8			総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「25」)$	28	
	当期税額控除額 (8) - (9)	9			総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は((28) - (25)) - (別表六の二 (十二)「32」) - (別表六の二(二十一)「26」)	29	
	繰越税額控除限度超過額 (38の計)	10			繰越税額 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	30	
	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	11			前 過 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	31	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」)$	12			前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	32	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13) - (8)) - (別表六の二 (十二)「16」) - (別表六の二(二十一)「9」)	13			前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	33	
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	14			前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	34	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	15		前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	35		
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	16		前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	36		
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	17		前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	37		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	18		前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	38		
		19		前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	39		
				前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	40		

「27」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人
税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10431」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人
税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適
用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10432」
 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額

別表六の二(二十) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分